

平成30年度第3回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:平成31年1月21日)

開催日及び場所		平成30年12月18日(火) 仙台合同庁舎A棟7階東北農政局会議室		
委員		大泉 裕一(公認会計士・税理士) 杉山 茂雅(弁護士) 渡辺 知毅(ジャーナリスト)		
審議対象期間		平成30年7月1日～平成30年9月30日		
審議対象案件		239件 うち、1者応札案件 82件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率2.1%) (抽出率2.4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件内訳	工事	一般競争	2件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			随意契約	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	測量・建設コンサルタント等業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			随意契約	公募型プロポーザル
		簡易公募型プロポーザル		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		標準型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		その他の随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		物品役務等	一般競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	随意契約(企画競争・公募)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	随意契約(その他)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項) なし。			
	委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
			別紙のとおり。	別紙のとおり。

委員会による意見の具申又は勧告の内容[これらに対し部局長が講じた措置]

なし。

事務局： 東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意 見・質 問	回 答 等
< 工事編 >	
(横手西部農業水利事業 油川幹線排水路 (その23) 工事)	
下請業者が不足しており外から業者を連れてくるための経費がかさんだことが (落札率が高い) 原因ということか。今、人手不足があるのか。	秋田県は豪雨災害の関係で、平年より公共事業が増えていることから、人手不足となっている。
入札辞退の経緯にはどのようなことがあるのか。	業者が他の工事を落札したことにより、技術者の対応ができないという理由が多い。公共事業が増えたことが原因かと思われる。
人手不足は当面続きそうか。	秋田県においては、今年度も災害が発生しているので、来年度まで続きそうだと秋田県内の事業所から聞いている。また、東京オリンピックの関係もあって、関東の業者も東北へ来ない状況となっている。
2 者が予定価格超過となっているが、掛かり増し経費が要因でこうなったのか。	そうである。
(和賀中央農業水利事業 黒清水導水路 (その2)・猿田送水路 工事)	
抽出案件の2つの工事を同一業者が落札しているが何かあるのか。それぞれの工事に3者、4者が入札参加しているので、もう少し落札価格が下がるかと思ったが、原因は何か。	個別の理由が別々にある。 抽出案件の1件目の工事は、下請け業者の確保が難しかったことによるものであり、2件目の工事は手間のかかる工事であるということ。

<p>当該工事にも下請けがはいっているのか。それも理由の一つなのか。</p>	<p>そうである。</p>
<p>受注した業者は大きな会社なのか。 下請けに入る業者は何社くらい入るのか。</p>	<p>受注業者は大きな会社に区分されている。</p> <p>下請けの状況は、和賀中央の工事では、1次下請けが1社で、2次下請けが4社。 横手西部の工事では、1次下請けが1社で、2次下請けが2社となっている。</p>
<p>抽出案件の工事は同一業者が落札しているが、企業評価と技術者評価の点数が違うがどうしてか。</p>	<p>技術者評価は、工事毎に張り付く技術者が違うので、それぞれの技術者が有する資格等で点数が変わる。</p> <p>企業評価は、地域に精通しているか、同種の工事实績があるかという点が点数に加算されるのでその違いである。</p>
<p>入札執行調書において、当該工事を落札した業者の企業評価の点数が低いが問題はないのか。</p>	<p>企業評価及び技術者評価の点数は過去の実績等を考慮して競争参加資格を有する者に付与される加算点であり、評価点が低くても工事を実施する上では問題ない。</p>
<p><測量・建設コンサルタント等業務編></p>	
<p>-----</p> <p>(会津南部農業水利事業 関柴ダム取水施設調査測量設計業務)</p>	
<p>評価の点数差はどの程度あったのか。</p>	<p>手元に資料がないので分からない。</p>
<p>-----</p> <p>(平成30年度国営造成施設水利管理事業 郡山東部地区ほか水利権変更協議資料作成業務)</p>	
<p>水利権は、取水する期間や時期毎の取水量、年間トータル取水量などの算定作</p>	<p>そうである。</p>

<p>業が必要であるということか。</p> <p>また、地域農業に変化があれば必要な水量も変わるのか。このあたりに精通していないと業務ができないということか。</p>	
<p>受注した業者はどのような内容の作業をするのか。</p>	<p>既存資料により現行水利権がどのようにして作成されたものかを把握したり、現地に入って土地改良区からの聞き取りにより地域の営農状況を確認した上で、田植えや出穂期などの時期に、どのぐらいの水がいつまで必要なのかなどを算出し、河川管理者と協議するための資料を作成する。</p>
<p>水利権の変更はよくあるのか。</p>	<p>東北管内では農林水産大臣が所有している水利権が58ある。許可期間は最大10年間のため、概ね、10年毎に見直しを行っている。</p>
<p>< 物品・役務編 ></p>	
<p>(平成30年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 男鹿東部他雨雪量計更新に係る機器購入)</p>	
<p>最低価格の参考見積を提出した業者が落札したのか。</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>このような機器を扱っている会社は、全国で何社くらいあるのか。</p>	<p>正確にはわからないが、今回は4社が応札した。全国的に少ないのではないかと思われる。</p>